

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（問 39）令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が、公開買付者の特別関係者である場合、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等を行うことができますか（法第 27 条の 5 第 3 号関係）。

（答）

令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等を行うことは、令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が公開買付者の特別関係者である場合であっても、別途買付けの禁止の例外に該当し（法第 27 条の 5 第 3 号、令第 12 条第 2 号）、これを行うことができると考えられます。

（問 40）対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行う必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項第 3 号、第 27 条の 8 第 2 項関係）。

(答)

対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合であっても、必ず公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行わなければならないわけではなく、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報や対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合における当該事実該当する場合に行えば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号、第 2 号様式記載上の注意(34)）。

(問 41) 公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開買付説明書の交付を行う必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項、第 27 条の 9 第 3 項関係）。

(答)

公開買付届出書の記載事項のうち、「公開買付者の状況」の「会社の概要」「経理の状況」欄や「対象者の状況」の「最近 3 年間の損益状況等」「株主の状況」欄については、当該者が継続開示会社である場合には、当該者が有価証券報告書等を提出した旨（公開買付期間中に提出される有価証券報告書等の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期等）を記載事項とし、有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付することを可としています。

この場合でも、公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出したときには、添付書類の内容が変更され、また、公開買付届出書の当該欄を直接記載した場合でも当該欄の内容が大幅に変更されるため、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとして、訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号）。

これに対して、公開買付説明書については、公開買付者又は対象者が継続開示会社であり、公開買付届出書において有価証券報告書等を提出した旨を記載（有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付）し、公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合には、記載事項の内容に実質的な変更が生じないこととなると考えられるため、公開買付説明書を訂正し、また、既に公開買付説明書を交付している者に対し、訂正した公開買付説明書を交付する必要まではないものと考えられます。